文教厚生委員会　会議録

＝＝＝

日　時　令和５年３月１３日（月）
　　午後４時１０分開会、午後４時４８分閉会
場　所　第１委員会室

１　開　　会
２　委員長挨拶
３　協議事項
　（１）付託された議案の審査
　①議案第３号　　土浦市立認定こども園条例の制定について
　②議案第４号　　土浦市手話言語の普及の促進に関する条例の制定について
　③議案第９号　　土浦市保育所条例の一部改正について
　④議案第１０号　土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
　⑤議案第１１号　土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
　⑥議案第１２号　土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
　⑦議案第１３号　土浦市子ども・子育て会議条例の一部改正について
　⑧議案第１４号　土浦市障害者自立支援センター条例等の一部改正について
　⑨議案第１５号　土浦市国民健康保険条例の一部改正について
　⑩議案第１７号　土浦市博物館条例の一部改正について
４　各種委員会委員の選出
　（１）土浦市バリアフリー推進協議会委員
５　閉　会

出席委員（７名）
　委員長　　下村　壽郎
　副委員長　奥谷　崇
　委　員　　福田　一夫
　委　員　　鈴木　一彦
　委　員　　塚原　圭二

委　員　　矢口　勝雄
委　員　　目黒　英一

欠席委員（１名）
委　員　　田子　優奈

説明のため出席した者（９名）

保健福祉部長	塚本　哲生
障害福祉課長	小池　政幸
国保年金課長	刈山　和幸
こども未来部長	加藤　史子
こども政策課長	菊田　宏巳
保育課長	野中　佑起男
教育長	入野　浩美
教育部長	望月　亮一
博物館副館長	木塚　久仁子

事務局職員出席者
主　幹　　鈴木　優大

傍聴者（なし）

○下村委員長　ただ今から文教厚生委員会を開会いたします。協議事項（１）付託された議案の審査に入ります。議案第３号、土浦市立認定こども園条例の制定についてを議題とします。資料は、文教厚生委員会、令和５年、３月１３日開催をお願いします。

○菊田こども政策課長　資料の１６ページをお願いいたします。議案第３号、土浦市立認定こども園条例の制定についてでございます。委員会資料のほう説明をさせていただきたいと思いますので、委員会資料のほうをお願いいたします。１番の条例制定

理由でございますが、令和５年１０月開園予定の幼保連携型の市立認定こども園につきまして設置管理の条例を制定するものでございます。３番の条例の内容のところでございますが、第１条では設置管理について、第２条では名称と位置、第３条では職員について、第４条では行う事業、第５条では休園日、第６条では教育及び保育の時間、第７条では入園対象者、第８条では入園の承諾について、第９条では保育料、第１０条では預かり保育について、第１１条で延長保育、第１２条では一時預かり、第１３条では委任事項につきまして定めるものでございます。なお、４番の施行期日につきましては、令和５年１０月１日でございます。なお、経過措置としまして、東崎保育所から認定こども園へ移行しますので、条例施行の前日に東崎保育所に入所している子供は期日に認定こども園に入園したものとみなします。条例の案文は以下にお示しするとおりでございます。

○下村委員長　委員の皆さん質問等ありますか。

○目黒委員　１０月の開園に伴って一時預かりも延長保育もそのまま発生と言いますか、受付するということでよろしいでしょうか。

○菊田こども政策課長　これまでどおり行います。

○下村委員長　ほかにはよろしいですか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　ないようですので、採決をいたします。議案第３号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○下村委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第３号、土浦市立認定こども園条例の制定については、原案どおり決しました。つぎに、議案第４号、土浦市手話言語の普及の促進に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部より御説明願います。

○小池障害福祉課長　議案第４号、土浦市手話言語の普及の促進に関する条例の制定について、説明いたします。サイドブックス資料②－１をお願いいたします。１の制定理由としましては、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外のものが相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指し、条例を制定するものでございます。２の条例の内容につきましては、手話が言語であるとの認識に基づき、基本理念や自治体や事業者等の責務、役割、普及啓発などを規定するいわゆる理念型条例と呼ばれるスタイルとなっております。まず、前文で条例の制定目的についての詳細を説明しております。第１条では条例の目的、第３条では基本理念、第４条から第６条までは市の責務や施策、第７条から第９条までは市民、事業者、ろう者及び手話通訳者等の役割を規定しております。３の施行日につきましては、令

和５年４月１日を予定しております。

○下村委員長　委員の皆さん御質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　ないようですので、採決をいたします。議案第４号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○下村委員長　御異議なしと認めます。議案第４号、土浦市手話言語の普及の促進に関する条例の制定については、原案どおり決しました。つぎに、議案第９号土浦市保育所条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より御説明願います。

○野中保育課長　資料の③をお願いいたします。議案第９号、土浦市保育所条例の一部改正につきまして、御説明させていただきます。１番の改正の理由ですが、土浦市認定こども園条例制定に伴い、保育所条例について併せて改正するものでございます。２番の主な改正の内容ですが、市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部の改正及び市内の私立保育所との区別を明確にするため、題名を土浦市立保育所条例に改めるものでございます。第１条の趣旨規定、第４条の実施する事業、第５条から第７条で休所日、開所時間、入所対象者を定める。第８条の入所に当たり市長の承認を要するものとする。第９条の保育料の額、第１０条の延長保育の実施時時間を定める。これらの規定は保育所条例施行規則に規定しておりましたが、改めて本条例で定めるものでございます。また、別表中、市立認定こども園土浦幼稚園の開園に伴い、東崎保育所で土浦分園を廃止するため、東崎保育所の項を削るものでございます。３番の新旧対照表を御覧いただきまして、詳細につきましては、記載のとおりでございます。最後のページになりますが、４番の施行日は、令和５年４月１日から施行する。ただし、別表土浦市立東崎保育所土浦分園の項を削る改正規定は同年１０月１日から施行するといたします。

○下村委員長　委員の皆さん御質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　それでは、採決をいたします。議案第９号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○下村委員長　御異議なしと認めます。よって、議案９号、土浦市立保育所条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第１０号、土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より御説明願います。

○野中保育課長　それでは、資料の④をお願いいたします。議案第１０号、土浦市家

庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、御説明させていただきます。１番の主な改正の理由ですが、令和４年９月の静岡県の認定こども園で発生した送迎バスの園児置去り事故を受けまして、児童の安全の確保に関する計画の策定等に係る規定を加える家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正及び令和４年１２月に公布された民法等の一部を改正する法律の一部が施行されるため、その改正に伴い条例を改正させていただくものでございます。２番の改正の内容ですが、（１）としまして、児童の安全の確保に関する計画の策定等に係る規定の追加で、利用乳幼児の安全の確保を図るため、事業所等の設備の安全点検や日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画を策定する。（２）としまして、自動車を運行する場合の所在の確認に関する規定の追加で、利用乳幼児の事業所外での活動等で自動車を運行する時は庁舎及び校舎の際に点呼、その他の所在を確実に把握することができる方法により所在を確認しなければならないとする規定を設け、（３）としまして、民法及び児童福祉法における懲戒権の関係規定の削除で、条例の親権者等のに対する懲戒権の規定を削る。（４）としまして、衛生管理に関する文言の改正で、家庭的保育事業者等の設置者は事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないようにとの字句の方を修正するものでございます。３番の新旧対照表を御覧いただきまして、２ページの下段になりますが、安全計画の策定等につきましては第７条の２に、３ページの方の中段になりますが、自動車を運行する場合の所在の確認については第７条の３に追加し、４ページの上段になりますが、懲戒に係る権限の濫用禁止を定めていた第１３条は削除し、同じく４ページの中段になりますが、衛生管理等について第１０条の文言を修正してございます。最後のページになりますが、４番の施行日は、令和５年４月１日から施行する。ただし、第１３条の改正規定は公布の日から施行するといたします。

○下村委員長　委員の皆さん質問等はありますか。

○福田委員　いわゆる懲戒権についてなのですが、それまでは人格を辱める等、その権限を濫用してはならない。それ以外であれば、懲戒の必要な措置として認めていたわけでしょうか。

○野中保育課長　懲戒権なのですが、親権者又は後見人が看護教育のための手段としてこの子に対して懲らしめを行う権利として認められておりまして、ただ、児童虐待を正当化する口実に利用されているなどの指摘がありまして、削除することになりました。

○福田委員　いわゆる削除ということでの懲戒権は認められないということになるのですね。

○野中保育課長　福田委員のおっしゃるとおり、懲戒権については、全て削除で認められてはございません。

○下村委員長　ほかにはないでしょうか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　それでは、採決をいたします。議案第１０号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○下村委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第１０号、土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第１１号、土浦市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より御説明願います。

○野中保育課長　資料の⑤をお願いいたします。議案第１１号、土浦市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、御説明させていただきます。１番の主な改正の理由ですが、令和４年１２月に公布された民法等の一部を改正する法律の一部施行及び令和５年４月に公布されるこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律により、子ども・子育て支援法等の規定の整備が行われることに伴い条例を改正するものでございます。２番の主な改正の内容ですが、（１）としまして、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定の削除で、条例中の親権者等の子に対する懲戒権の規定を削るものでございます。（２）のこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律によりまして、子ども・子育て支援法第１９条、第２項が削除されたことによる引用条項のずれを整理するものでございます。３番の新旧対照表を御覧いただきまして、５ページなのですが、５ページの上段になりますが、懲戒に係る権限の濫用の禁止を定めた第２６条は削除しまして、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による引用条項のずれとしまして、第４条、６条、７条、８条、１３条、２０条、３５条、３７条、３９条、５１条、５２条の引用条項を整理してございます。最後のページになりますが、４番の施行日は令和５年４月１日から施行する。ただし、第２６条及び第５３条第６項の改正規定は公布の日から施行するといたします。

○下村委員長　委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　それでは、採決いたします。議案第１１号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○下村委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第１１号、土浦市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第１２号、土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より御説明願います。

○野中保育課長　資料の⑥をお願いいたします。議案第１２号、土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、御説明させていただきます。１番の主な改正の理由ですが、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正が令和５年４月１日から施行されるため、その改正に伴い条例を改正するものでございます。２番の主な改正の内容ですが、（１）としまして、児童の安全の確保に関する計画の策定等に係る規定の追加で、利用児童の安全の確保を図るため、事業所設備の安全点検や日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練、その他事業者における安全に関する事項についての計画を策定する。（２）としまして、自動車を運行する場合の所在の確認に関する規定の追加で、利用児童の事業所外での活動等のため自動車を運行する時は、庁舎及び校舎の際に点呼、その他の所在を確実に把握することができる方法により所在を確認しなければならないとの規定を設ける。（３）としまして、業務継続計画の策定に係る規定の追加で、事業所ごとに感染症や非常災害の発生時において、利用児童に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で、早期の業務再開を図るための計画を策定する。（４）としまして、衛生管理に係る文言の改正で、事業者は事業所において感染症又は食中毒が発生し又はまん延しないようにとの字句を修正する。３番の新旧対照表を御覧いただきまして、２ページの中段になりますが、安全計画の策定等については第６条の２に、同じく２ページの下段になりますが、自動車を運行する場合の所在の確認について第６条の３に、３ページの中段になりますが、業務継続計画の策定等について第１２条の２に追加し、同じく３ページの下段になりますが、衛生管理等について第１３条の文言を修正いたしました。最後のページになりますが、４番の施行日は令和５年４月１日から施行するといたします。

○下村委員長　委員の皆さん御質問等ありますか。

○目黒委員　こちらのいわゆる放課後デイも含まれた条例ということで理解してよろしいですか。

○加藤こども未来部長　この条例の改正については、放課後児童クラブの条例になりますので、含まれておりません。

○下村委員長　私からのはっきりしたことは今加藤部長がおっしゃったのですが、先ほどの放課後デイクラブなどの関連については１５日に御説明いただければ有り難

いなというふうに思いますので、よろしくお願いします。ほかに質問ございますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　ないようですので、採決いたします。議案第１２号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○下村委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第１２号、土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第１３号、土浦市こども子育て会議条例の一部改正についてを議題といたしますし、執行部より御説明願います。

○菊田こども政策課長　委員会資料の⑦をお願いいたします。議案第１３号、土浦市子ども・子育て会議条例の一部改正について、説明させていただきます。１番の改正理由につきましては、令和４年６月に公布されたこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により子ども・子育て支援法の一部が改正され、土浦市子ども・子育て会議条例における引用条項にずれが生じたため、一部改正を行うものです。２番の改正の主な内容ですが、（１）の条項ずれの整理の関係でございますが、子ども・子育て支援法におきましては国の仕組みとしまして、子ども・子育て会議を内閣府に置くことに関する規定が法の第７１条から第７６条までありましたが、この度こども家庭庁設置するに当たりまして、審議会も含め行政組織に関する法律の整理がありまして、この法第７１条から７６条までが削除されて、市町村等における合議制の機関を定めている第７７条が第７２条に繰り上がることになりまして、これに伴って条例の引用条項を改めるものでございます。また、（２）のその他条文中の文言等の整理につきましては、条例の一部改正の際に略称規定の条例中での使用部分を明示するなど所要の文言整理を行うものでございます。４番の施行日につきましては、令和５年４月１日でございます。

○下村委員長　委員の皆さん御質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　ないようですので、採決いたします。議案第１３号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○下村委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第１３号、土浦市子ども・子育て会議条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第１４号、土浦市障害者自立支援センター条例等の一部改正についてを議題といたします。執行部より御説明願います。

○小池障害福祉課長　委員会資料の⑧をお願いいたします。議案第１４号、土浦市障

害者自立支援センター条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。１の改正の理由でございます。こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、児童福祉法と障害者総合支援法の改正により土浦市障害者自立支援センター条例、土浦市療育支援センター条例及び土浦市つくしの家条例の一部を改正するものでございます。２の改正の概要につきましては、法改正に伴う文言の修正と児童福祉法の条文の中の項の削除に伴う土浦市療育支援センター条例の項の繰上げを行うものでございます。３の施行日につきましては改正法の施行日に合わせて令和５年４月１日となりますが、土浦市療育支援センター条例の繰上げ部分の改正規定については改正法の施行日と合わせて令和６年４月１日からの施行となります。

○下村委員長　委員の皆さん御質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　それでは、採決をいたします。議案第１４号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○下村委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第１４号、土浦市障害者自立支援センター条例等の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第１５号、土浦市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。執行部説明をお願いします。

○刈山国保年金課長　サイドブックスの資料９をお願いいたします。議案第１５号、土浦市国民健康保険条例の一部改正について、御説明いたします。１番の改正理由でございますが、出産育児一時金等につきましては出産に係る経済的負担を軽減させるため、健康保険法等に基づく保険給付として平成６年度から支給しております。出産育児一時金等の支給額については、出産費用等の状況を踏まえて弾力的な改定を実施するため政令において規定されていますが、今般、当該支給額を引き上げることとなり、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和５年２月１日に公布され、令和５年４月１日から施行されることとなりました。このことを受けて、土浦市国民健康保険条例においても支給額の変更が必要なことから改正を行うものです。２番の改正の内容でございますが、条例第６条、第１項の出産育児一時金の本人給付分の支給額を４０万８，０００円から４８万８，０００円に改めるものです。本人支給分に産科医療補償制度の掛金１万２，０００円を合わせて５０万円の支給となります。また、併せてその他文言の整理等を行うものでございます。２ページをお願いいたします。３番は、新旧対照表でございます。第６条、第１項は、支給額の改正部分になります。その他、第４条は条番号の繰上げ、第５条及び第７条は不要な規定の削除等点の追加でございます。４番の施行日等につきましては、施行日は令和５年４月１日から施行。

適用区分は、この条例による改正後の土浦市国民健康保険条例第６条、第１項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例によるものでございます。

○下村委員長　委員の皆さん御質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　それでは、採決をいたします。議案第１０号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○下村委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第１５号、土浦市国民健康保険条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第１７号、土浦市博物館条例の一部改正についてを議題といたします。資料は、本会議、令和５年、第１回定例会、事前配布資料、議案第１号～第３１号をお願いします。執行部より御説明を願います。

○木塚博物館副館長　１１５ページをお願いいたします。議案第１７号、土浦市博物館条例の一部改正について、御説明いたします。令和４年４月の博物館法の一部を改正する法律の公布並びに令和５年４月１日からの施行に伴い、土浦市博物館条例の一部を改正するものです。改正の内容ですが、改正博物館法で博物館の設置根拠としていた第１８条が削除されたため、根拠規定を新法の第２条、第１項にいたしました。このほか、法改正に伴う条項番号や字句の訂正及び就学前の乳幼児の入館無料を条例に明記いたしました。

○下村委員長　委員の皆さん御質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　それでは、採決をいたします。議案第１７号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○下村委員長　御異議なしと認めます。よって議案第１７号、土浦市博物館条例の一部改正については、原案どおり決しました。以上で当委員会に付託されました議案等の審査は、終了いたしました。執行部からその他ございますか。

○菊田こども政策課長　事前委員会の時に下村委員長から御指摘をいただきました認定こども園の工事の関係についてでございますけれども、園舎の構造部分で、いわゆるはりの辺りや壁のコンクリート部分に穴が多数開けられていて、構造上問題ないのか、安全なのかということについてでございます。このことにつきまして、工事の監督をしている住宅営繕課に確認をしましたところ、穴が空いている部分につきましては、はりの部分ではなくてはりの下のところで、いわゆるはり下といわれる部分で、

空調の配管のための穴を開けている。そして、壁のところは認定こども園の調理室部分に当たるところで、換気扇や給排水の配管のための穴を開けておりますが、いずれも構造上不要な壁で、雑壁と呼ぶということで言っておりましたが、その構造上不要な壁であって、今回開けたものと工事前から開けられていたものとがあるということでした。

○下村委員長　分かりました。言葉では。この間写真が付きました。写真が付いたのだから、写真で返してもらったほうがはっきりして分かりやすいです。簡単な説明ができますので、長々と言葉で大変ですから。写真を撮ってきて説明してくれればいいです。構造上、耐震が平気なのかとかという説明を写真でもらったほうがいいですよ。写真があったのですから。私は、誤解したわけです。私はだから謝罪をしなければいけないのですが。それは、この写真では不明だったから。だから、写真でこういうことだからと。内側から写真を撮って、はりの下の壁に穴が開いていたとか、ここに裏側の穴はどうなのだったら、それは壁に穴が開いてて、こうですよと説明してもらった方が私も納得できるし、説得もしやすいのではないかと思います。それはそれで１５日でもいいのではないですか。以上です。ほかに執行部からないですか。

（「ございません」という声あり）

○下村委員長　議員の皆さん何か他ありますか。よろしいでしょうか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長　それでは、執行部の方は御退席して結構でございます。長時間にわたりありがとうございました。

（執行部退席）

○下村委員長　つぎに、事務局から説明をしていただきますが、各種委員会等委員の選出について、よろしくお願いします。土浦市バリアフリー推進協議会委員です。よろしくお願いします。

○鈴木議会事務局書記　土浦市バリアフリー推進協議会委員について、御説明させていただきます。任期は、令和５年４月１日から令和７年の３月３１日までとなります。御存知のとおり議員任期の満了が５年の４月３０日までということで控えておりますので、今回の各種委員会でなぜ提出することになったのかということについて、御説明させていただきます。この協議会につきましては、協議会の委員長の判断によって４月中に突発的な協議会の開催が行われる可能性があるということで、担当課のほうから今回選出をしていただきたいということでありましたので、今回の選出があります。こちらですが、先ほどお伝えしたとおり４月３０日の改選がありますので、改正後に改めて次の時期の文教厚生委員会で選出することが想定されますので、よろしくお願いいたします。

○下村委員長　バリアフリー推進協議会委員は引き続き目黒委員が１か月頑張っていただければ有り難いと思うのですが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○下村委員長　大変申し訳ありませんが、よろしくお願いします。目黒委員、よろしくお願いします。以上で文教厚生委員会を閉会します。